

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社安藤・間	東京都港区東新橋1-9-1
2	菅原建設株式会社	水戸市六反田町1213-1
3	株式会社中井工務店	高萩市高萩349-1

2 入札参加資格停止措置期間

令和8年9月30日から令和8年11月29日まで（2カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、茨城県高萩工事事務所発注の06県単道改第06-03-973-Z-001号道路改良工事（（仮称）大久保町第2トンネル）のトンネル掘削中の工事現場において、令和8年3月19日、安全管理の不適切により、車両（10トン ダンプトラック）の後退に巻き込まれた1次下請け作業員1名が死亡する事故を起こした。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第3第7号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（一般工事等）」のウに該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第3第7号 ウ 安全管理の措置の不適切により工事関係者に死亡者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月

6 短期加重の概要

株式会社安藤・間、菅原建設株式会社及び株式会社中井工務店は、茨城県高萩工事事務所発注の06県単道改第06-03-973-Z-001号道路改良工事（（仮称）大久保町第2トンネル）において、令和8年7月29日から令和8年8月28日まで本市から入札参加資格停止措置を受けており、当該措置満了の日から1年を経過しない期間であることから、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第79条第1項の規定により、入札参加資格停止期間の短期加重措置とする。